様式 ３

設計共同企業体結成届

新佐渡市立両津病院基本設計業務委託公募型プロポーザルに参加するため、設計共同企業体を結成したので、設計共同企業体協定書を添えて届け出ます。

なお、この届け及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和２年　　月　　日

佐渡市長　渡辺　竜五　様

〇〇・△△・□□設計共同企業体 代表構成員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印

構　成　員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印

構　成　員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印

別紙１（参考様式）

新佐渡市立両津病院基本設計業務委託

○○・△△・□□設計共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　共同企業体は、次の業務を共同して行うことを目的とする。

(1) 佐渡市が発注する新佐渡市立両津病院基本設計業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。）

(2) 業務に附帯する業務

（名称）

第２条　本設計共同企業体は、新佐渡市立両津病院基本設計業務委託○○・△△・□□設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同企業体は、令和　年　月　日に成立し、設計業務の委託契約の履行後 3か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　設計業務を受託することができなかったときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、佐渡市と第三者が当該設計業務に係る委託契約を締結した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　共同企業体は、（商号又は名称）○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、設計業務の履行に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに見積書の提出、業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同企業体の代表者である企業に委任する。

３　共同企業体の解散後に共同企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、前項に規定する当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一つの企業に対してその他の構成員である企業が委任する。

（分担業務）

第８条　各構成員の設計業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変があるものとする。

▽▽▽の設計業務 ○○株式会社

▽▽▽の設計業務 △△株式会社

▽▽▽の設計業務 □□株式会社

（構成員の出資割合）

第９条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務の一部について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社 ○○％

△△株式会社 ○○％

□□株式会社 ○○％

（運営委員会）

第１０条　共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１１条　各構成員は、設計業務の請負契約の履行及び下請契約その他設計業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　前項に定めるもののほか、構成員は、委託契約に関し連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第１２条　共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名 義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１３条　構成員は、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１４条　業務を行うにつき発生した共通の経費等については、第９条に規定する出資の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１５条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１１条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　この協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１７条　構成員は、共同企業体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な契約の履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に加入させ、当該構成員を含む構成員が連帯して破産又は解散した構成員の分担設計区分を完了するものとする。

２　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の場合において準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１９条　同企業体が解散した後においても、業務の瑕疵は、各構成員が連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社ほか○社は、上記のとおり新佐渡市立両津病院基本設計業務委託○○・△△・□□設計共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自その１通を保有するほか発注者に１通提出するものとする。

年 月 日

代表構成員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印

構　成　員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印

構　成　員

所　在　地

名　　　称

代表者氏名 印